

姫路市自治基本条例(素案)
に対する意見報告書

平成25年1月16日

姫路市自治基本条例検討懇話会

目 次

○ 条例（素案）及び意見

1 構成	1 ページ
2 条文	
前 文	3 ページ
第1章 総則	7 ページ
第2章 住民等・議会・市長等	13 ページ
第3章 行政運営の基本原則	20 ページ
第4章 参画と協働	30 ページ
第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力	38 ページ
第6章 条例の見直し	40 ページ
3 その他	41 ページ

○ 参考資料

・ 姫路市自治基本条例検討懇話会 委員名簿	43 ページ
・ 姫路市自治基本条例検討懇話会 開催状況	44 ページ
・ 姫路市自治基本条例検討懇話会要綱	45 ページ

1 構成



【構成についての意見】

(藤浦委員)

- ・ 「第3章 行政運営の基本原則」と「第4章 参画と協働」については懇話会の中で姫路市としてはこの順序とする説明を受け、了解しました。今も同じです。
その時に私が発言したのは、この順序を逆にすることで、参画と協働を市民とともに進めようとする姿勢を示してはどうか、ということでした。姿勢は例えば前向き、横向き、上向き、後ろ向きなどいろいろあり、どれが良い、悪いということではありません。今回は行政運営が先、という姿勢が示されたものと私は理解しています。

(森下委員)

- ・ 前回の懇話会で議論されたが、「市民」を「住民」に変えられた素案となっている。
自治基本条例は、市民、市民等がそれぞれの立場を理解し、市と力を合せて参画と協働を実践することにより「新たな公共」を目指して新たなまちづくりを進める礎とするものである。
それ故、従前市政の展開の中で、「市民」と認められ「市民」と理解されていた存在が、新たな条例で「住民」と変わることで、新たな条例への理解が進まず本条例の目的とする市政への参画・協働が実現することへのブレーキになるような気がする。

(渡邊委員)

- ・ 「住民等」は「市民」の方がすっきりと感じる表現であると思う。

2 条文

■ 前 文 ■

姫路市は、播磨平野のほぼ中央に位置し、北部には森林丘陵地帯や田園地が広がり、南の播磨灘には大小40余りの島々が点在し、豊かな自然環境に恵まれています。

この姫路の地は、7世紀に播磨国の国府が置かれるなど、古くから交通の要衝として栄え、近世以降、世界文化遺産・姫路城が築城されるなど、城下町としても繁栄してきました。

そして、明治22年の市制施行に伴い、姫路市が誕生し、数次の合併を行うとともに、播磨灘に面した臨海部を中心としたものづくりに支えられ、市勢が発展してきました。

また、その歴史の中で、市内の各地域においては、個性豊かな祭り等の伝統行事が育まれるとともに、豊かな大地と海の恩恵を受けて培われた食文化が暮らしに根付いています。

私達は、先人から受け継いだこの素晴らしいまちを、豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りを持って安全で安心して暮らすことができるまちに発展させるとともに、家庭や地域社会の中で次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、未来に引き継いでいかなければなりません。

このためには、私達一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、自治会をはじめ、地域の諸団体による地域コミュニティ活動等を通じて、まちづくりに積極的に関わるとともに、住民等、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。

ここに、日本国憲法で保障された地方自治の本旨である団体自治と住民自治に基づいて、「ふるさと・ひめじ」を皆で築いていくために、本市における自治の基本について定める姫路市自治基本条例を制定します。

【前文についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 第6段落の「まちづくりに取り組んでいかなければなりません。」の部分を「総合計画に掲げる「市民共治」の実現を図り、共生のまちづくりを進めるために、取り組んでいかなければなりません。」としてはどうか。

(相川委員)

- ・ 第6パラグラフについて

1. 「まちづくり」の担い手としての活動の中には

- 自治会をはじめ、地域の諸団体による地域コミュニティ活動等
- （必ずしも空間としての地域コミュニティにとらわれない）市民活動

↑

広域の活動、人権擁護や環境保全、平和、学術、スポーツなど多種多様
・・・の2通りがあります。（第7条2項では、その旨、明記） とくに姫路市
のような中核市では、多様な市民活動団体が展開されていますが、この前文の
書きぶりでは、前者（地域コミュニティ活動）だけに重きを置いているように
誤解されかねません。

2. 「まちづくり」について、本条例では定義していません。総合計画等で規定
されている「共生のまちづくり」というような括りを、前文でしておいてはい
かがか、と考えます。これは姫路市が特定の「まちづくり活動」に対して公的
助成を行うような場合の判断基準を示すものになります。

3. まちづくりにおける「議会」の役割とはなんでしょう？ 本懇話会では議
論していませんし、議会基本条例の中にも「まちづくり」に関する議会の役割
は明記していません。議会基本条例の第2条（基本理念）には、「市政にお
ける唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより真の地方

自治の実現を目指すものとする」とありますが、これは議会が「市民」とは別の役割を持つのではなく、市民の意思を市政に反映する機能を果たす存在である（と自己規定した）と解釈すべきでしょう。従って、自治基本条例素案のまちづくりに関する前文の中で「住民等、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組んでいかねばなりません」などと、あたかも住民等と議会とが別の役割を持つかのように記すのは、よろしくありません。のちの条例案の議会審議で、議会が「独自の役割を持つのだ」と主張するなら、その時点で文言化すればいいでしょう。

上記3つの観点から、以下のような改訂を提案します。

このためには、私達一人ひとりが、〇〇を目指す（総合計画から適当に言葉を選ぶ）姫路市のまちづくりの担い手であることを自覚し、自治会をはじめ地域の諸団体による地域コミュニティ活動並びに人権擁護や福祉、環境保全といったテーマ型の市民活動を通じて、まちづくりに積極的にかかわることが大切です。その際には、市民同士さらに市民と行政とが適切な役割分担を行うことが重要です。

(加茂委員)

- ・ 「前文」は自治基本条例の制定する意義・目標を記している所なので、幅広い年齢層にも読んでもらいたいと思います。そういう意味で読みにくい漢字は“ふりがな”をつけてほしいです。

(木谷委員)

- ・ 全体的に「です・ます」調になり、好感が持てると思います。

下から5行目の「住民等、議会及び行政が・・・・」の文中の「行政」という語句を「市長等」とすべきなのか、少し気になりました。

(藤浦委員)

- ・ 「ですます」調となっていて、とても読みやすいと感じました。前文以降の条文も「ですます」調の方が親しみを感じられて、良いと思います。

(渡邊委員)

- ・ 「住民等」は「市民」の方がすっきりとした表現であると思う。

■ 第1章 総 則 ■

(目的)

第1条 この条例は、姫路市における自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働の基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とする。

【第1条についての意見】

(相川委員)

- ・ 「住民等」の言い方は、分かりづらいので「市民」に戻すべきです。姫路市民にとっての分かりやすさ・親しみやすさを第一に、言葉を選ぶべきです。

(藤浦委員)

- ・ 「住民等」という定義はこの後に出てくるので、あえてここでは、「住民をはじめとする住民等（以下「住民等」という。）」と表現してはどうでしょうか。この方が、「住民」に重きを置くこの条例素案の考え方を打ち出すことになると感じます。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

既に制定され施行されている規則・法令は市民・市民等の用語で作成されていると思う。

「住民等」とすることで統一性を欠き、解りにくくなるように思う。

(渡邊委員)

- ・ 「住民等」は「市民」の方が、すっきりと感じる表現であると思う。

■ 第1章 総則 ■

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民 市内に住所を有する者をいう。

(2) 住民等 次に掲げるものをいう。

ア 住民

イ 市内へ通勤又は通学をする者

ウ 市内で事業を行う者（以下「事業者」という。）

エ 市内で活動する個人又は法人その他の団体

(3) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(4) 参画 住民自治の下、住民が、まちづくりに主体的に参加すること、また、住民等が、まちづくりに関わることをいう。

(5) 協働 市と住民等又は住民等同士が、まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成するため、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割及び責任を踏まえ、協力することをいう。

【第2条についての意見】

(相川委員)

- ・ 「住民等」の言い方は分かりづらく、事業所や市民活動団体など、まちづくりの実績がある団体を「等」で括ってしまうのは抵抗があります。
- ・ 市長等の定義で「市長その他の執行機関」だけでは、一般市民には分かりにくいので、具体的に記すことはできないでしょうか。
- ・ 「参画」の定義について、本来は「計画に加わること」を意味する言葉です。「(住民等が)まちづくりに関わること」程度のかかわりで、「参画」と呼ぶこと

には違和感があります。

(松本委員)

- ・ 住民と住民等の定義で、よく理解できます。

(森下委員)

- ・ (1) 住民→市民
- (2) 住民等→市民等
- (2) ア 住民→市民

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第1章 総則 ■

(条例の位置付け)

第3条 市及び住民等は、この条例の規定を最大限に尊重するものとする。

2 市は、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとする。

【第3条についての意見】

(藤浦委員)

- ・ これは意見ではなく、質問ですが、今後、新たに制定、改廃される条例や規則にも、この条例との整合をはかるために、「住民等」という用語が浸透して行くことになるのでしょうか？ 例えば、市民局は住民局に、市民会館は住民会館に改称するのでしょうか。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第1章 総 則 ■

(自治の基本理念)

第4条 自治の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 住民の福祉の増進を図ること。
- (2) 個人を尊重し、かつ、法の下での平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。
- (3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。

【第4条についての意見】

(藤浦委員)

- ・ これは意見ではなく、質問ですが、(1)では「住民」となっていて、「住民等」になってないのは、定義のイウエの団体に対して福祉の増進を図らないということでしょうか？

ここからは意見ですが、住民以外の住民等に属する企業やNPO法人なども多くは市税を払っていると思うので、この部分も表現に工夫が必要ではないかと思えます。

(森下委員)

- ・ (1) 住民→市民
- ・ (3) 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第1章 総則 ■

(基本原則)

第5条 住民等がまちづくりの主体となるための基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 情報共有の原則 市及び住民等は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市は、まちづくりへの参画を推進し、住民等は、まちづくりに参画すること。
- (3) 協働の原則 市及び住民等は、まちづくりにおいて、協働すること。

【第5条についての意見】

(相川委員)

- ・ (2)に参画の原則がありますが、ここでは「住民等」がまちづくりに参画すること…が原則になっており、これが条例本来の趣旨だと思われます。第2条(4)の参画では、「住民」と「住民等」の参画の度合いを区分しておられますが(主体的に参加/関わる)、この原則通り、どちらも「参画」でよいのではないのでしょうか。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等
 - (1) 住民等→市民等
 - (3) 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第1節 住民等

(住民等の権利)

第6条 住民等は、次に掲げる権利を有する。ただし、これを濫用してはならず、公共の福祉のために行使するものとする。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) 参画する権利

【第6条についての意見】

(相川委員)

- ・ 第5条の基本原則欄に記述した内容と同じです。

(藤浦委員)

- ・ 住民は参政権を持つなど、他の住民等に比べて重い権利があることを書くことで、住民と他の住民等との間に重み付けに差をつけてはどうでしょうか。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第1節 住民等

(住民等の責務)

第7条 住民等は、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 公共的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持って参画すること。
- (2) 参画に当たって、効果的に目的を達成できると判断した場合には、協働すること。
- (3) まちづくりに関する負担を分任すること。

2 自治会等の地域の諸団体による地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動を通じてまちづくりに係る活動に取り組む法人その他の団体は、その活動に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めるものとする。

【第7条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ (3)に「負担を分任」とあるが、「負担を分担」としてはどうか。

(木谷委員)

- ・ 2. 自治会等の地域の諸団体による地域コミュニティ活動、・・・

↓

地域コミュニティ活動に取り組む自治会等の地域の諸団体や、・・・

(藤浦委員)

- ・ 「住民」に重きを置くということは姫路市においては住民を中心に自治、まちづくりを推進して行く姿勢を示すことになると思うので、(1)(2)(3)を「住民」の責務として、冒頭に<住民は、>の主語を書き足してはいかがでしょうか。

2、3はそれぞれ主語が「住民等」の中にある特定のグループになっていて、責務の重さも少し軽くなっているように感じます。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、姫路市議会基本条例（平成23年姫路市条例第50号）に基づき、その役割と責務を果たすため、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

【第8条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 「努めるものとする」と努力規定になっているが、義務的表現にしてはどうか。

(相川委員)

- ・ 「市民」という言葉を外すことで「住民／住民等」との言葉の矛盾を外そうとしたと思われませんが、やはり基本部分「市民の意思を市政に反映することにより真の地方自治の実現を目指す」は明記すべきだと思います。

(渡邊委員)

- ・ 姫路市議会基本条例の原文採用が良い。

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第2節 議会

(議員の責務)

第9条 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に活動するよう努めるものとする。

【第9条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 第8条の意見と同じ

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第3節 市長等

(市長等の責務)

第10条 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮するものとする。

2 市長等は、参画と協働を推進するとともに、まちづくりに係る活動を支援するものとする。

3 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行うものとする。

4 市長は、行政サービスの質の向上等に必要な政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を実施するものとする。

【第10条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 市長等や議会については、責務だけ規定しているのに対し、住民等は責務に加えて権利を規定しているのは均衡を失っていないか。

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第3節 市長等

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、自らも住民等の視点を持ち、市政運営に携わるものとする。

【第11条についての意見】

(森下委員)

- ・ 「法令、条例及び規則等を遵守し・・・」とあるが、これは職員に対してのみでなく、市長、議員、市民等すべてに要求される責務である。全員に対するコンプライアンスをまとめて規定できないか？

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(総合的かつ計画的な行政運営)

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画(以下これらを「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市長等は、総合計画の策定に当たり、多様な意見の反映に努めるものとする。

3 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、進行管理を行うものとする。

4 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えるものとする。

5 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定するものとする。

【第12条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(効率的かつ効果的な行政運営)

第13条 市長等は、効率的かつ効果的に行政運営を行うため、事業の継続的な評価及び見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むものとする。

2 市長等は、評価及び見直しの結果を政策等に反映し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【第13条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(危機管理)

第14条 市長等は、住民等の生命及び身体等の安全を確保するための体制を整備するとともに、災害等による緊急事態の対応に当たっては、住民等及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うものとする。

【第14条についての意見】

(相川委員)

- ・ 一般的に国や自治体の危機管理には「国民（住民・市民）の生命及び身体」だけでなく「財産」も記述している場合が多いですが、それを記述せず「等」に含めているのは、なにか特別な事情があるのでしょうか？

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(財政及び財務)

第15条 市長等は、行政運営に当たっては、財政及び財務の規律の遵守に注力し、健全な財政に努めるものとする。

2 市長等は、市の財政状況を正確に、分かりやすく公表するものとする。

【第15条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(行政組織)

第16条 市は、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応する組織を構築するものとする。

2 市は、機能的かつ効率的に組織の構築を行うものとする。

3 市長等は、外郭団体と連携し、各外郭団体の設置目的を効率的かつ効果的に達成するよう努めるとともに、各外郭団体に対し、その設置目的が社会経済情勢の変化等に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言及び指導を行うものとする。

【第16条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(法務)

第17条 市長等は、政策等の立案及び実施並びに行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈するとともに、条例及び規則等の整備を積極的に行うものとする。

【第17条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 「条例及び規則等の整備」の前に「個人の権利は尊重しながら」と挿入してはどうか。

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(行政手続)

第18条 市長等は、姫路市行政手続条例（平成9年姫路市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

【第18条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(公益通報)

第19条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備するものとする。

2 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

【第19条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(説明責任)

第20条 市長等は、政策等の立案、実施及び評価に関する情報を、各過程において分かりやすく説明するものとする。

【第20条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 「各過程において分かりやすく説明」とあるが、どのような方法で行うのか規定してはどうか。

(相川委員)

- ・ 市長等の説明責任は、誰に対して果たされるものなのでしょうか？（分かりやすく説明する相手は誰でしょう？）

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(意見等への対応)

第21条 市長等は、行政運営に対する意見及び要望等（以下これらを「意見等」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めるものとする。

2 市長等は、意見等への対応に当たり、職員の公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

【第21条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 情報共有等

(情報の提供と共有)

第22条 市は、参画と協働を推進するため、市政に関する情報を住民等に積極的に提供するよう努めるとともに、正確かつ迅速に、分かりやすく行うものとする。なお、子どもに対しては、市政に関心を抱くよう配慮するものとする。

2 市及び住民等は、まちづくりに関する情報の交換を図り、その共有に努めるものとする。

【第22条についての意見】

(相川委員)

- ・ 「正確かつ迅速に、分かりやすく行うものとする」という文言が、どこの部分にかかるとの分かりにくいのでは。

(松本委員)

- ・ 住民等に対し、まちづくりに関する情報提供として、次の事項を挿入してはと思考されます。

○ 第1項中、市は、参画と協働を推進するため、市政に関する情報を住民等に「広報紙など」積極的に提供するよう努めるとともに、……………

挿入

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 情報共有等

(情報の公開)

第23条 市は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）で定めるところにより、公文書を公開するものとする。

【第23条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 情報共有等

(個人情報保護)

第24条 市は、個人の権利利益を保護するため、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保するものとする。

【第24条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 参画

(参画の機会確保と推進)

第25条 市長等は、住民等がまちづくりに参画することができる機会の確保に努めるとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めるものとする。

【第25条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 第2項として「住民等は、自ら参画、行動して主体的にまちづくりに関わるといふ決意を示すものとする。」という規定を追加してはどうか。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第4章 参画と協働 ■

第2節 参画

(意見の聴取)

第26条 市長等は、市の重要な計画の策定時等には、案件を事前に公表し、住民等の意見の聴取に努めるものとする。

【第26条についての意見】

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第4章 参画と協働 ■

第2節 参画

(附属機関等への参加等)

第27条 市長等は、附属機関及び懇談会等（以下これらを「附属機関等」という。）

に住民等の参加を求め、その審議等に住民等の意見を反映させるものとする。

2 市長等が設置する附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。

【第27条についての意見】

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第4章 参画と協働 ■

第2節 参画

(住民投票)

第28条 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施する場合、投票資格要件をはじめ、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。

3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【第28条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第4章 参画と協働 ■

第3節 協働

(協働の推進)

第29条 市長等は、協働するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進するものとする。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、住民等の自主性及び自発性を損なわないよう配慮するものとする。

【第29条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 第2項の構成について、「市長等は、協働を推進するため、住民等に対し強く指導していく」という形にしてはどうか。

(森下委員)

- ・ 住民等→市民等

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

■ 第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力 ■

(国や他の地方公共団体との関係)

第30条 市は、国及び県と適切な役割分担の下、対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題及び広域的な課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。

【第30条についての意見】

〈意見なし〉

■ 第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力 ■

(国際交流)

第31条 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携及び協力を図るとともに、得られた情報を市政に生かすよう努めるものとする。

【第31条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 青少年の国際交流を推進するという規定を加えてはどうか。

■ 第6章 条例の見直し ■

第32条 市長は、この条例の趣旨を踏まえて行政運営を行うものとする。

- 2 市長は、住民等の意見及び社会情勢の変化等を踏まえ、本条例について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、住民等が参加する附属機関を設け、その意見を聴くものとする。

【第32条についての意見】

(岩成副会長)

- ・ 第3項について、必要な措置を講ずるための見直し時期（何年）を設定した方が良いのではないかと。

(相川委員)

- ・ 第1項の内容は、第3条(条例の位置づけ)と重複しています。大事なことなので、重複してもいいかとは思いますが、(条例の見直し)の条文が、この項目から始まっていることに、若干の違和感があります。

(森下委員)

- ・ 見直しについて、期間の規定がない。
「〇年を超えない期間ごとにこの条例を見直す」などの期間の規定を加える。

(渡邊委員)

- ・ 第1条の意見と同じ

3 その他

(玉田委員)

- ・ 条例構成、内容についてはこれで結構です。

しかし、パブリックコメント後に、条例から「市民」という文字がなくなり、住民になったのは、納得できません。

基本条例は、姫路市の憲法であるという最初の定義付けを考えても、「姫路に住む人」だけに敢えて限定する意味が分かりません。

(藤浦委員)

- ・ 「市民」という言葉を使っていない条例素案について

第9回の懇話会から「市民」という言葉が条例素案から消え、「住民等」という言葉に置き換えられたことについて、強い違和感を覚えます。

私がこの懇話会に公募委員として応募した最大の理由は、市民活動に携わる者として、この条例がNPOなどの姫路市における市民活動を推進するおおもとなることを期待したからです。「市民」という言葉が条例からなくなれば、姫路市においては、市民活動はあまりかえりみられなくなるのではないかと心配します。

「市民」あるいは「市民活動」とは、あらゆる場面で使われる一般的な言葉です。「姫路市」といった時、空間的な広がりとしての市域は厳密に区分されますが、「姫路市」にいる人間は、空間的な区分をすることはできません。つまり市外からたくさんの人が姫路市内に移動してきて、姫路を豊かにしています。21世紀の社会は、交通・通信網が発達し、人もお金もグローバルな舞台で競争や協力を繰り広げていますが、これは姫路市においても同様であると私は考えます。

「市民活動」といった場合、空間的な広がりとしての姫路市に限って活動するものもありますが、多くは、福祉・環境・国際化・情報化といった空間にとらわ

れない活動をしており、古びてしまいましたが「新しい公共」という概念が示すように、「官」の他に市民活動団体など多様な主体がともに「公」を担うグローバルな時代にあって、行政単独では実現できない多様な豊かさを生み出しています。そしてその「市民活動」の担い手は、姫路市に居住する住民の方もいますが、姫路市の外から来る方もいます。ダイナミックな人の交流によって活性化されていて、これは企業活動でも同様ではないかと思えます。

このような考え方は、第1回懇話会の資料4、制定基本方針とも合致するものと思えます。制定基本方針の精神を踏襲するなら、やはり、「住民等」ではなく、「市民」という言葉を使うのが良いと思えます。

姫路市自治基本条例検討懇話会 委員名簿

平成25年1月16日現在

役職	氏名	職名等
会長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
副会長	岩成 孝	姫路市連合自治会 会長
	相川 康子	NPO法人 NPO政策研究所 専務理事
	有馬 妙子	姫路市連合婦人会 会長
	加茂 邦子	公 募
	岸田 信一	連合兵庫姫路地域協議会 議長
	木谷 憲一	姫路商工会議所 副会頭
	玉田 恵美	NPO法人 姫路コンベンションサポート 理事長
	藤浦 剛	公 募
	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師
	増尾 賢一	姫路市連合PTA協議会 会長
	松本 圭逸	姫路市老人クラブ連合会 前副会長
	三渡 眞介	社団法人 姫路青年会議所 直前理事長
	森下 雅樹	公 募
	渡邊 一洋	公 募

(敬称略・五十音順)

姫路市自治基本条例検討懇話会 開催状況

回	日時	内容
第1回	平成23年8月29日(月) 13:30~15:20	会長の選任や各委員の紹介 「まちづくり」等に関する意見交換
第2回	平成23年10月6日(木) 10:00~12:05	条例に規定すべき構成要素の検討
第3回	平成23年11月14日(月) 13:30~15:30	条例の項目の検討
第4回	平成24年1月18日(水) 9:30~12:05	
第5回	平成24年2月20日(月) 13:30~16:10	条例 骨子(案)の検討
第6回	平成24年4月20日(金) 9:30~11:50	
第7回	平成24年6月26日(火) 10:00~12:00	
第8回	平成24年10月18日(木) 9:30~11:35	条例(素案)の検討
第9回	平成24年11月22日(木) 10:00~12:00	
第10回	平成25年1月16日(水) 15:00~16:30	意見報告書の提出

姫路市自治基本条例検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める姫路市自治基本条例（以下「条例」という。）の規定内容について幅広く意見を求めるための姫路市自治基本条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 懇話会は、条例に規定すべき項目、内容等について調査し、審議する。

(構成)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で組織する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 懇話会は、第2条の調査及び審議の成果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市長公室企画政策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条に規定する報告をしたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。